

社会福祉法人稚内木馬館育児・介護休業等に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 育児休業（第3条—第8条）
- 第3章 介護休業（第9条—第13条）
- 第4章 子の看護休暇（第14条）
- 第5章 介護休暇（第14条の2）
- 第6章 時間外労働の制限（第15条）
- 第7章 深夜勤務の制限（第16条）
- 第8章 勤務時間の短縮等の措置（第17条・第18条）
- 第9章 雑則（第19条—第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人稚内木馬館職員就業規則（以下「就業規則」という。）第20条第5項及び第25条第2項の規定に基づき、職員の育児・介護休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の法令の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 育児休業 職員がその子を養育するためにする休業をいう。
- （2） 介護休業 職員がその要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業をいう。
- （3） 要介護状態 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害によって、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態をいう。
- （4） 対象家族 次に掲げる者をいう。

ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

イ 父母

ウ 子

エ 配偶者の父母

オ 同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫

(5) 家族 次に掲げる者をいう。

ア 対象家族

イ 対象家族以外の同居の親族

第2章 育児休業

(育児休業の対象者)

第3条 職員は、その養育する1歳に満たない子について、申し出ることにより育児休業をすることができる。

2 職員は、その養育する1歳から1歳6か月に達するまでの子について、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、申し出ることにより育児休業をすることができる。

(1) 申出に係る子について、職員又はその配偶者が当該子の1歳到達日において育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳到達日後の期間について次のいずれかに該当した場合

ア 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合

イ 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降についても育児に当たる予定であったものが次のいずれかに該当した場合

(ア) 死亡したとき。

(イ) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該子を養育することが困難な状態になったとき。

(ウ) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が当該子と同居しないこととなったとき。

(エ) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。

(育児休業の申出の手続等)

第4条 育児休業の申出を希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする

日（以下「育児休業開始予定日」という。）の1月前（前条第2項に基づく1歳を超える休業の場合は、2週間前）までに、別記第1号様式の育児休業申出書に子の妊娠、出生若しくは養子縁組の事実又は特別の事情がある場合等の事実を証明することができる書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

2 申出は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号。以下「法施行規則」という。）第4条に規定する特別の事情がない限り、一子につき1回限りとし、双子以上の場合もこれを一子とみなす。ただし、前条第1項に基づく休業をした者が同条第2項に基づく休業の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。

3 理事長は、第1項の申出書の提出があったときは、別記第2号様式の育児休業取扱通知書を当該申出者に交付するものとする。

4 前項の育児休業取扱通知書を受けた職員は、育児休業申出に係る子が当該育児休業申出がされた後に出生したときは、出生後2週間以内に別記第3号様式の育児休業対象児出生届に当該子の出生の事実を証明することができる書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

（育児休業開始予定日の変更の申出）

第5条 前条第3項の育児休業取扱通知書を受けた職員は、第3条第2項第2号に規定する事由が生じた場合には、当該通知書に記載されている育児休業開始予定日を1回に限り当該育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 前項の育児休業開始予定日の変更の申出を希望する職員は、当該育児休業開始予定日の前日までに別記第4号様式の育児休業変更申出書に変更申出をすることとなった事由に係る事実を証明することができる書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の申出書の提出があったときは、別記第5号様式の育児休業変更取扱通知書を当該申出者に交付するものとする。

（育児休業終了予定日の変更の申出）

第6条 第4条第3項の育児休業取扱通知書を受けた職員は、当該通知書に記載されている育児休業終了予定日を1回に限り当該育児休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

2 前項の育児休業終了予定日の変更の申出を希望する職員は、当該育児休業終了予定日の1月前（第3条第2項に基づく休業の場合は、2週間前）までに別記第4号

様式の育児休業変更申出書を理事長に提出しなければならない。

- 3 理事長は、前項の申出書の提出があったときは、別記第5号様式の育児休業変更取扱通知書を当該申出者に交付するものとする。

(育児休業の申出の撤回等)

第7条 育児休業の申出をした職員は、当該育児休業の申出を撤回することができる。

- 2 前項の育児休業の申出の撤回を希望する職員は、当該育児休業開始予定日の前日までに別記第6号様式の育児休業申出撤回届を理事長に提出しなければならない。
- 3 前項の育児休業申出撤回届を提出した職員は、当該育児休業申出に係る子については、次に掲げる特別の事情がある場合を除き、再度申出をすることができない。ただし、第3条第1項に基づく育児休業の申出を撤回した場合であっても、同条第2項に基づく育児休業の申出をすることができる。

(1) 配偶者の死亡

(2) 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと。

(3) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと。

- 4 育児休業開始予定日の前日までに次に掲げる事由が生じたときは、当該育児休業申出は、されなかったものとみなす。この場合において、当該職員は、その旨を遅滞なく通知しなければならない。

(1) 育児休業申出に係る子の死亡

(2) 育児休業申出に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消

(3) 育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業申出をした職員と当該子とが同居しないこととなったこと。

(4) 育児休業申出をした職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出に係る子が1歳(第3条第2項の申出に係る子にあっては、1歳6か月)に達するまでの間、当該子を養育することができない状態になったこと。

(育児休業の期間)

第8条 育児休業の期間は、育児休業開始予定日とされた日から育児休業終了予定日とされた日までの間とする。

- 2 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、育児休業の期間は、前項の

規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第3号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。

- (1) 育児休業終了予定日とされた日の前日までに前条第4項各号に規定する事由が生じたこと。
- (2) 育児休業終了予定日とされた日の前日までに育児休業申出に係る子が1歳（第3条第2項に基づく休業の場合は、子が1歳6か月）に達したこと。
- (3) 育児休業終了予定日とされた日までに育児休業申出をした職員について、産前産後休業、介護休業又は新たな育児休業の期間が始まったこと。

3 前項第1号の事由が生じた場合には、当該職員は、その旨を遅滞なく通知しなければならない。

第3章 介護休業

(介護休業の対象者)

第9条 職員は、要介護状態にある家族について、申し出ることにより介護休業をすることができる。

(介護休業の申出の手続等)

第10条 介護休業の申出を希望する職員は、原則として介護休業を開始しようとする日（以下「介護休業開始予定日」という。）の2週間前までに、別記第7号様式の介護休業申出書に要介護状態にある家族の事実を証明することができる書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

2 申出は、法施行規則第21条に規定する特別の事情がない限り、対象家族1人につき1要介護状態ごとに1回とする。

3 理事長は、第1項の申出書の提出があったときは、別記第8号様式の介護休業取扱通知書を当該申出者に交付するものとする。

(介護休業終了予定日の変更の申出)

第11条 前条第3項の介護休業取扱通知書を受けた職員は、当該通知書に記載されている介護休業終了予定日を通算93日（異なる要介護状態について介護休業をしたことがある場合又は第18条に規定する介護短時間勤務の適用を受けた場合には、93日からその日数を控除した日数）の範囲内において変更することができる。

2 前項の介護休業終了予定日の変更の申出を希望する職員は、当該介護休業終了予定日の2週間前までに別記第9号様式の介護休業変更申出書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の申出書の提出があったときは、別記第 10 号様式の介護休業変更取扱通知書を当該申出者に交付するものとする。

(介護休業の申出の撤回等)

第 12 条 介護休業の申出をした職員は、当該介護休業の申出を撤回することができる。

2 前項の介護休業の申出の撤回を希望する職員は、当該介護休業開始予定日の前日までに別記第 11 号様式の介護休業申出撤回届を理事長に提出しなければならない。

3 前項の介護休業申出撤回届を提出した職員は、当該撤回に係る対象家族についての介護休業申出については、当該撤回後になされる最初の介護休業申出を除き、理事長は、これを拒むことができる。

4 介護休業開始予定日の前日までに次に掲げる事由が生じたときは、当該介護休業申出は、されなかったものとみなす。この場合において、当該職員は、その旨を遅滞なく通知しなければならない。

(1) 介護休業申出に係る対象家族の死亡

(2) 離婚、婚姻の取消、離縁等による介護休業申出に係る対象家族と当該介護休業申出をした職員との親族関係の消滅

(3) 介護休業申出をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業申出に係る対象家族についての介護休業等日数が 93 日に達する日までの間、当該介護休業申出に係る対象家族を介護することができない状態になったこと。

(介護休業の期間)

第 13 条 介護休業の期間は、対象家族 1 人につき、原則として、通算 93 日間の範囲(介護休業開始予定日から起算して 93 日を経過する日までをいう。)内で、別記第 8 号様式の介護休業取扱通知書に記載されている期間とする。

2 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、介護休業の期間は、前項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日(第 2 号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日)に終了する。

(1) 介護休業終了予定日とされた日の前日までに前条第 4 項各号に規定する事由が生じたこと。

(2) 介護休業終了予定日とされた日までに介護休業申出をした職員について、産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業の期間が始まったこと。

3 前項第 1 号の事由が生じた場合には、当該職員は、その旨を遅滞なく通知しなけ

ればならない。

第4章 子の看護休暇

第14条 職員は、その養育する小学校就学の始期に達するまでの子について、負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うための休暇（以下この章において「子の看護休暇」という。）を取得することができる。

- 2 子の看護休暇の期間は、1年間につき5日間（対象となる子が2人以上の場合にあっては、10日間）を限度とする。
- 3 子の看護休暇を取得しようとする職員は、原則として、事前に理事長に申し出るものとする。
- 4 子の看護休暇の期間は、出勤したものとして取り扱うものとする。
- 5 第2項に規定する1年間は、1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

第5章 介護休暇

（介護休暇）

第14条の2 職員は、要介護状態にある対象家族の世話をを行うための休暇（以下この章において「介護休暇」という。）を取得することができる。

- 2 介護休暇の期間は、1年間につき5日間（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日間）を限度とする。
- 3 介護休暇を取得しようとする職員は、原則として、事前に理事長に申し出るものとする。
- 4 介護休暇の期間は、出勤したものとして取り扱うものとする。
- 5 第2項に規定する1年間は、1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

第6章 時間外労働の制限

（育児・介護のための時間外勤務の制限）

第15条 就業規則第20条第2項の規定する時間外勤務の短縮を申し出る職員は、別記第12号様式の時間外勤務制限請求書を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による請求は、1回につき、1月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、その初日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び末日（同項において「制限終了予定日」という。）とする日を明らかにして、制限開始予定日の1月前までにしなければならない。
- 3 理事長は、第1項の請求書の提出があったときは、別記第13号様式の時間外勤務等制限取扱通知書を当該提出者に交付するものとする。

4 制限開始予定日の前日までに次に掲げる事由が生じたときは、当該請求は、されなかったものとみなす。この場合において、当該職員は、理事長に対し、その旨を遅滞なく通知しなければならない。

- (1) 家族の死亡
- (2) 子を養育しないこととなったこと。
- (3) 家族を介護しないこととなったこと。

5 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は、当該事情が生じた日（第3号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日）に終了する。

- (1) 家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合当該事由が生じたこと。
- (2) 制限終了予定日とされた日の前日までに、請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。
- (3) 制限終了予定日とされた日までに時間外勤務等制限の請求をした職員について、産前産後休業、介護休業又は育児休業の期間が始まったこと。

6 前項第1号の事由が生じた場合には、当該職員は、理事長に対し、その旨を遅滞なく通知しなければならない。

第7章 深夜勤務の制限

(育児・介護のための深夜勤務の制限)

第16条 就業規則第20条第4項の規定する深夜勤務の制限を申し出る職員は、別記第14号様式の深夜勤務制限請求書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求は、1回につき、1月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、その初日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び末日（同項において「制限終了予定日」という。）とする日を明らかにして、制限開始予定日の1月前までにしなければならない。

3 理事長は、第1項の請求書の提出があつたときは、別記第15号様式の深夜勤務制限取扱通知書を当該提出者に交付するものとする。

4 制限開始予定日の前日までに次に掲げる事由が生じたときは、当該請求は、されなかったものとみなす。この場合において、当該職員は、理事長に対し、その旨を遅滞なく通知しなければならない。

- (1) 家族の死亡
- (2) 子を養育しないこととなったこと。

(3) 家族を介護しないこととなったこと。

5 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は、当該事情が生じた日（第3号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日）に終了する。

(1) 家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合当該事由が生じたこと。

(2) 制限終了予定日とされた日の前日までに、請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。

(3) 制限終了予定日とされた日までに深夜勤務制限の請求をした職員について、産前産後休業、介護休業又は育児休業の期間が始まったこと。

6 前項第1号の事由が生じた場合には、当該職員は、理事長に対し、その旨を遅滞なく通知しなければならない。

第8章 勤務時間の短縮等の措置

(育児時間)

第17条 就業規則第24条第1項に規定する育児時間を請求しようとする職員は、別記第16号様式の育児時間請求書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求は、1回につき、1月以上1年以内の期間について、その初日及び末日とする日を明らかにして、育児時間開始予定日の1月前までにしなければならない。

3 理事長は、第1項の請求書の提出があつたときは、別記第17号様式の育児時間取扱通知書を当該提出者に交付するものとする。

(介護短時間勤務)

第18条 要介護状態にある家族を介護する職員は、申し出により対象家族1人当たり通算93日間の範囲内を原則として、就業規則第18条に規定する所定勤務時間を短縮することができる。ただし、同一家族について既に介護休業をした場合又は異なる要介護状態について介護短時間勤務の適用を受けた場合は、その日数も通算して93日間までを原則とする。

2 前項の所定勤務時間の短縮は、2時間を限度とする。

3 介護短時間勤務を請求しようとする職員は、別記第18号様式の介護短時間勤務請求書を理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、前項の請求書の提出があつたときは、別記第19号様式の介護短時間勤務取扱通知書を当該提出者に交付するものとする。

第9章 雑則

(給与の取扱い)

第19条 育児休業及び介護休業の期間については、給与は支給しない。

- 2 期末手当及び寒冷地手当については、育児休業又は介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。
- 3 定期昇給は、育児休業及び介護休業の期間中は行わないものとし、当該休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。
- 4 退職金の算定に当たっては、育児休業又は介護休業をした期間を勤務したのものとして勤続年数を計算するものとする。
- 5 子の看護休暇、介護休暇、育児時間及び介護短時間勤務は、有給とする。

(介護休業期間中の社会保険料の取扱い)

第20条 介護休業により給与が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は、各月に法人が納付した額を翌月10日までに当該職員に請求するものとし、当該職員は法人が指定する日までに支払うものとする。

(教育訓練)

第21条 法人は、3月以上の育児休業又は1月以上の介護休業を取得する職員で、休業期間中、職場復帰プログラム（以下「プログラム」という。）の受講を希望する者にプログラムを実施する。

- 2 プログラムの実施に要する費用は、法人が負担する。

(復職後の勤務)

第22条 育児休業又は介護休業の取得後の勤務先は、当該休業前の事業所及び職務とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人の希望がある場合又は組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、事業所又は職務の変更を行うことができるものとする。この場合においては、育児休業終了予定日の1月前又は介護休業終了予定日の2週間前までに当該職員に通知するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 育児休業、育児のための深夜業の制限及び育児短時間勤務に関する規則（稚内木馬館用 平成15年4月1日制定）

(2) 介護休業、介護のための深夜業の制限及び介護短時間勤務に関する規則（稚
内第二木馬館用 平成 15 年 4 月 1 日制定）

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 14 条第 5 項の
規定は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

育児休業申出書 【別添】

別記第 2 号様式（第 4 条関係）

育児休業取扱通知書 【別添】

別記第 3 号様式（第 4 条関係）

育児休業対象児出生届 【別添】

別記第 4 号様式（第 5 条関係）

育児休業変更申出書 【別添】

別記第 5 号様式（第 5 条、第 6 条関係）

育児休業変更取扱通知書 【別添】

別記第 6 号様式（第 7 条関係）

育児休業申出撤回届 【別添】

別記第 7 号様式（第 10 条関係）

介護休業申出書 【別添】

別記第 8 号様式（第 10 条関係）

介護休業取扱通知書 【別添】

別記第 9 号様式（第 10 条関係）

介護休業変更申出書 【別添】

別記第 10 号様式（第 10 条関係）

介護休業変更取扱通知書 【別添】

別記第 11 号様式（第 12 条関係）

介護休業申出撤回届 【別添】

別記第 12 号様式（第 15 条関係）

時間外勤務制限請求書 【別添】

別記第 13 号様式 (第 15 条関係)

時間外勤務等制限取扱通知書 【別添】

別記第 14 号様式 (第 16 条関係)

深夜勤務制限請求書 【別添】

別記第 15 号様式 (第 16 条関係)

深夜勤務制限取扱通知書 【別添】

別記第 16 号様式 (第 17 条関係)

育児時間請求書 【別添】

別記第 17 号様式 (第 17 条関係)

育児時間取扱通知書 【別添】

別記第 18 号様式 (第 18 条関係)

介護短時間勤務請求書 【別添】

別記第 19 号様式 (第 18 条関係)

介護短時間勤務取扱通知書 【別添】